

令和５年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画 実施状況及び効果検証（令和４年度繰越分含む）

No	交付対象事業 の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	R5 事業課	事業 始期	事業 終期	総事業費 （実績額） （円）	補助対象 事業費 （円）	臨時交付金 充当額 （円）	事業の実施状況 （実績額の内訳）	効果検証 ①事業の成果、効果 ②事業の評価
1	妊娠出産子育て支援交付金	【令和4年度からの繰越事業】 ①コロナ禍において物価高騰に直面する全ての妊婦・子育て家庭が、医療提供体制等の制約を受ける環境であっても、安心して出産・子育てができるために、妊娠前から出産・子育てまで一貫し伴走型相談支援と、妊娠時と出産後にそれぞれ5万円相当を給付する経済的支援を一体として実施するもの ②R5.9までの実施に係る費用（年度で区切ることが困難） ・伴走型相談支援を実施する経費（人件費、需用費、使用料及び借上料、工事請負費） ・出産・子育て応援ギフトとして給付する扶助費 ・申請案内通知等発送に係る郵送料、印刷費 ・健康管理システム改修費用 ③伴走型相談支援（人件費、工事請負費等）…4,410千円（補助率市1/6）、扶助費…299,000千円（補助率市1/6）、郵送料・印刷費…780千円（補助率市1/6）、システム改修3,870千円（補助率国10/10 上限額3,122千円） その他（D） 県補助金 50,690千円 ④R4.4月以降妊娠・出産をした者	健康づくり課	R4.4	R5.9	223,793,138	37,071,138	37,071,000	※令和4年度及び令和5年度（令和4年度からの繰越）の実績額 出産・子育て応援ギフト給付実績 ・出産応援ギフト 2,505人 ・子育て応援ギフト 1,777人 実績額の内訳 ・人件費（会計年度任用1類職員）1,450,607円 ・伴走型相談支援に関する経費（報酬、需要費、使用料及び借上量、工事請負費、備品購入費）3,572,633円 ・扶助費（出産・子育て応援ギフト）214,100,000円 ・郵送料・印刷費（給付金申請案内通知発送）620,578円 ・給付金振込手数料 417,120円 ・委託料（健康管理システム改修）3,632,200円	①妊娠届時の面談、妊娠8か月頃アンケート、出産後の新生児訪問・新生児相談を全数実施し、妊娠届時及び出産後のそれぞれ5万円の給付について、申請があった方へ申請後4週間以内に給付を行うことができた。 ② 地区担当保健師を中心に、妊娠期から子育て期の相談支援を実施し、迅速にニーズに即した支援につなぐ体制を強化することができた。
2	価格高騰低所得世帯重点支援事業【低所得者世帯給付金】	①コロナ禍における電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯、家計急変世帯）に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給するもの ②扶助費 ③ (1) 住民税非課税世帯 - ア 扶助費 6億5,832万円（21,944世帯×3万円） (2) 家計急変世帯 - ア 扶助費 216万円（72世帯×3万円） ④ 令和５年度分の住民税均等割非課税世帯、令和５年の家計急変世帯	福祉政策課	R5.7	R5.12	658,320,000	658,320,000	658,320,000	扶助費 658,320,000円 住民税非課税世帯（21,944世帯×3万円）	①当初見込んでいた22,000世帯のうち、申請があり支給要件を満たす21,944世帯に対し、6億5,832万円を支給した。 ②コロナ禍の物価高騰対応として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への影響が大きい低所得世帯に対し、一定程度の家計負担軽減効果があったものと評価している。
3	価格高騰低所得世帯重点支援事業（事務費）	①No.1で実施する、コロナ禍における電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯、家計急変世帯）に対する1世帯当たり3万円の給付金の支給に必要な事務経費 ②事務費（人件費、消耗品費、印刷費等） ③ (1) 住民税非課税世帯 - ア 人件費 16万円 - イ 需用費 84万円（消耗品60万円、印刷費24万円） - ウ 役務費 989万円（電話料1万円、郵送料743万円、手数料245万円） - エ 使用料 13万円（コピー機使用料） - オ 委託料 3,755万円（システム改修377万円、給付金支給事務3,378万円） - カ 合計 4,857万円 (2) 家計急変世帯 - ア 需用費 1万円（消耗品費1万円） - イ 役務費 3万円（郵送料1万円、手数料2万円） - ウ 合計 4万円 ④ 令和５年度分の住民税均等割非課税世帯、令和５年の家計急変世帯	福祉政策課	R5.7	R6.2	39,574,680	39,455,956	39,455,956	・人件費 35,172円 ・需要費 654,336円（消耗品費 520,538円、印刷費 133,798円） ・役務費 7,144,623円（電話料 1,307円、郵送料 4,729,918円、手数料 2,413,398円） ・委託料 31,621,825円（システム改修 3,257,199円、給付金審査・運営 28,364,626円） 合計 39,455,956円	①当初見込んでいた22,000世帯のうち、申請があり支給要件を満たす21,944世帯に対し、6億5,832万円を支給した。 ②コロナ禍の物価高騰対応として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への影響が大きい低所得世帯に対し、一定程度の家計負担軽減効果があったものと評価している。

令和５年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画 実施状況及び効果検証（令和４年度繰越分含む）

No	交付対象事業 の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	R5 事業課	事業 始期	事業 終期	総事業費 （実績額） （円）	補助対象 事業費 （円）	臨時交付金 充当額 （円）	事業の実施状況 （実績額の内訳）	効果検証 ①事業の成果、効果 ②事業の評価
4	水道料金負担軽減 事業	①コロナ禍において、物価上昇・原油価格の高騰により影響を受けている市民・事業者を幅広く支援するため、上水道契約のうち家庭での契約が多い口径13mm栓の月額基本料金858円分を、4か月間（1栓当たり858円×4か月＝3,432円）減額するもの ②水道料金の軽減に係る水道事業会計への繰出金 ③○基本料金 上水道契約数117,723栓×3,432円（口径13mm基本料金858円×4か月間）＝404,030千円 軽減対象期間：令和5年10月検針から令和6年1月検針分 検針月：10月（10月請求）、12月（12月請求）※各月2か月分請求 地区により11月（11月請求）、1月（1月請求） ○事務費 システム改修費1,050千円 ※万円単位で予算計上しているため、千円以下を端数処理します。 ④一般家庭、事業所（公共施設を除く） ※ 口径13mmの契約は全契約の92.1%	営業課	R5.10	R6.2	397,436,130	397,436,130	397,436,130	・軽減額 397,436,130円 軽減対象延べ数 234,404栓 ※請求金額は10円未満切捨て 月途中の開閉栓は単価が異なる	① コロナ禍において、物価上昇・原油価格の高騰の影響を受けている市民・事業者に対して水道料金を軽減することにより幅広く支援できた。 ② 独立採算の公営企業として、財源の裏付けがないと単独で実施することは困難だが、交付金によって事業実施できた。
5	下水道使用料軽減 事業（重点交付金 分）	①コロナ禍において、物価上昇・原油価格の高騰により影響を受けている市民・事業者をより幅広く支援するため、下水道使用者の月額基本料金1,452円（松本地区下水道使用料基本料金相当額）分を、4か月間（1栓当たり1,452円×4か月＝5,808円）減額するもの ②下水道使用料の軽減に係る下水道事業会計への繰出金 ③○基本料金 下水道使用栓数110,754栓×1,452円（松本地区基本料金相当額）×4か月間＝643,260千円 軽減対象期間：令和5年10月検針から令和6年1月検針分 検針月：10月（11月請求）、12月（1月請求）※各月2か月分請求 地区により11月（12月請求）、1月（2月請求） ○事務費 システム改修費 1,730千円 （うち重点交付金分296,700千円） ④一般家庭、事業所（公共施設を除く）	営業課	R5.10	R6.2	283,899,860	283,899,860	268,205,870	・軽減額 632,182,860円 軽減対象延べ数 220,014栓 ※請求金額は10円未満切捨て 月途中の開閉栓は単価が異なる	① コロナ禍において、物価上昇・原油価格の高騰の影響を受けている市民・事業者に対して下水道使用料を軽減することにより幅広く支援できた。 ② 独立採算の公営企業として、財源の裏付けがないと単独で実施することは困難だが、交付金によって事業実施できた。
6	下水道使用料軽減 事業（通常交付金 分）（No.5と同事業）	※No.5を分割 ①コロナ禍における物価上昇・原油価格の高騰により影響を受けている市民・事業者をより幅広く支援するため、下水道使用者の月額基本料金1,452円（松本地区下水道使用料基本料金相当額）分を、4か月間（1栓当たり1,452円×4か月＝5,808円）減額するもの ②下水道使用料の軽減に係る下水道事業会計への繰出金 ③○基本料金 下水道使用栓数110,754栓×1,452円（松本地区基本料金相当額）×4か月間＝643,260千円 軽減対象期間：令和5年10月検針から令和6年1月検針分 検針月：10月（11月請求）、12月（1月請求）※各月2か月分請求 地区により11月（12月請求）、1月（2月請求） ○事務費 システム改修費 1,730千円 （うち通常交付金分348,290千円） ④一般家庭、事業所（公共施設を除く）	営業課	R5.10	R6.2	348,283,000	348,283,000	348,283,000	No.5の行にまとめて記載しています。	No.5の行にまとめて記載しています。